

## ○長崎市フェイスブックに関する運用規定

### (目的)

- 1 フェイスブックが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使つて積極的かつ即時に発信することを目的とする。

### (適用)

- 2 この運用規定は、長崎市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（平成23年6月10日副市長決裁。以下「ガイドライン」という。）に基づき、職員が職務の一環としてフェイスブックのアカウントを取得し、フェイスブックページを使つて情報発信をする際に適用する。

### (情報発信)

- 3 広報広聴課にフェイスブック総括担当者を置き、当該総括担当者がフェイスブックページの作成及び総括的な事務にあたる。
- 4 登録するメールアドレスは、広報広聴課のアドレスとする。
- 5 原則として、広報広聴課が作成する長崎市公式フェイスブックページを共同して管理する。
- 6 職員が行う市としての情報発信は原則として長崎市公式フェイスブックページから行うものとする。配信する所属の担当が使用する個人アカウントからは、市としての情報発信を行つてはならない。
- 7 発信を希望する所属が所属単位で発信し、その所属の広報責任者（庶務担当係長をいう。）がその発信の責任を負う。
- 8 広報広聴課長が必要と認める場合は、長崎市公式フェイスブックページとは別のフェイスブックページから情報発信することができる。ただし、広報広聴課と十分に協議し、ページの管理人として、広報広聴課の担当者を追加しなければならない。なお、登録するメールアドレスは、第4項の規定によらず、配信する所属のメールアドレスとする。
- 9 長崎市公式ツイッターで発信している所属の情報は、所属が希望する場合、長崎市公式フェイスブックページに自動的に表示させることができる。
- 10 職員が長崎市のフェイスブックページを使用する場合に使う機能は原則として、近況、写真・動画投稿、リンクの設置、イベントの告知、スポット（地図）とする。

### (メールアドレス・パスワードの管理)

- 11 所属の担当が使用する個人アカウントのメールアドレス・パスワードは部外者に開示

してはならない。

(意思決定)

12 情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、広報責任者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(お気に入りのページ登録の禁止)

13 市以外のフェイスブックページについては、市の関連の情報発信をしているページでも、原則登録しない。ただし、公的機関や広報広聴課長及び所属長が、業務上関係が深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(市以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

14 市以外のページまたはアカウントへのコメントは行わない。ただし、第13項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントへのコメントは所属の広報責任者の判断で例外とすることができる。

また、市のフェイスブックページに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントしない。ただし、第12項の各号を満たし、即時かつ正確に回答ができるものについては、所属の広報責任者の判断で、直接返信コメントせず、全体に向けてコメント（情報発信）するものとする。

(市以外のページ・アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止)

15 市以外のページまたはアカウントではシェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、第13項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントについては所属の広報責任者の判断で例外とすることができる。

市のフェイスブックページへの市民等からの投稿に対しては、シェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、第13項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントからの情報発信については、所属の広報責任者の判断で例外とすることができる。

(ホームページへの表示)

16 広報広聴課は、長崎市公式フェイスブックページをホームページ上に掲載し、情報発

信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

- 17 広報広聴課は、ガイドライン及びこの運用規定をホームページ上に掲載するとともに、第13項から第15項までの禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

- 18 広報広聴課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 19 法令及びガイドライン、この運用規定を遵守すること。

(登録の解除等)

- 20 広報広聴課長は法令及びガイドライン、この運用規定に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その所属の情報発信をやめさせ、別にフェイスブックページを作成している場合はそのフェイスブックページを削除させることができる。

(運用における助言等について)

- 21 広報広聴課が随時助言等を行うものとする。

(協議事項)

- 22 この規定に定めていないものについては、広報広聴課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。